

道の駅べに花の郷おけがわデジタルサイネージ運用基準

(目的)

第 1 条 道の駅べに花の郷おけがわデジタルサイネージ（以下、「サイネージ」という。）は、道の駅べに花の郷おけがわに設置したモニターを通じて、市の観光等の情報を来場者に提供することを目的とする。

(情報の種類)

第 2 条 サイネージに掲載する情報の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)市内の観光に関する情報（食べる・買う、見る・遊ぶ、文化財等）
- (2)市の全般に関する情報
- (3)その他サイネージに掲載することが適当と認められる情報

(設置場所)

第 3 条 この基準に基づくサイネージのモニターを設置できる場所は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)総合案内所
- (2)その他必要な場所

(掲載時間)

第 4 条 掲載時間は、道の駅べに花の郷おけがわの開館時間内とする。

(掲載できる情報の要件)

第 5 条 サイネージに掲載できる情報は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1)品位を損なうおそれのあるもの
- (2)政治、宗教活動を目的としたもの
- (3)個人及び団体の信条、意見等に関するもの
- (4)公の秩序及び善良な風俗に反するもの
- (5)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条各項に規定する営業業態又はそれに類似するもののうち、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (6)その他公益上支障があると認められるもの

(不適切な情報の削除)

第 6 条 産業観光課長は、サイネージに掲載された情報が、第 5 条に定めるいずれかの事項に該当すると認めるときは、事前に通知することなく当該情報を削除することができる。

(掲載の申請)

第 7 条 サイネージに情報の掲載をしようとする者は、次の各号のとおり道の駅べに花の郷おけがわデジタルサイネージ掲載申請書を、産業観光課長に提出しなければならない。

- (1)市内の事業者は、別記様式 1 を提出する
- (2)市役所の各部署は、別記様式 2 を提出する

(サイネージの管理)

第8条 サイネージの管理は、産業観光課が行う。